

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1839号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------------|---------|---------|------------------|--------------------|---------|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 所在地 | 公署及び学校等 | 区域 | 所在地 | 公署及び学校等 | 区域 |
| (略) | | | (略) | | |
| 上越市 | (略) | (略) | 上越市 | (略) | (略) |
| | (略) | 中頸城郡柿崎町 | | (略) | 中頸城郡柿崎町 |
| | (略) | (略) | | <u>上越警察署米山寺駐在所</u> | (略) |
| (略) | | | (略) | | |
| 備考 (略) | | | 備考 (略) | | |

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。